

## 監査委員公表第7号

### 財政援助団体の監査結果について

地方自治法第199条第7号の規定に基づく財政援助団体の監査を二宮町監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9号の規定に基づき、その結果を次のとおり報告します。

令和7年2月21日

二宮町監査委員 間中 晟  
二宮町監査委員 羽根 かほる

1. 監査の種類  
財政援助団体等の監査
2. 監査の実施日  
令和7年1月22日（水）
3. 監査を行った監査委員  
監査委員 間中 晟  
監査委員 羽根 かほる
4. 監査の対象機関  
対象団体 二宮町消防団本部  
所管課 消防本部消防課
5. 監査の対象  
二宮町から交付した交付金（令和5年度分）に係る交付金交付団体の出納、その他の事務の執行及び所管課の上記団体への交付金に係る出納、その他の事務

## 6. 監査の着眼点

二宮町が交付した令和5年度交付金に係る出納、その他の事務の執行状況及び事業効果について、交付金が目的に沿って有効かつ適正に使われているか、交付金の交付申請から実績報告までの事務手続が適正であったか、交付対象事業の執行が適切かつ効率的に行われているか等に主眼を置いて監査を実施した。

## 7. 監査の実施内容

監査にあたり事前に提出された監査説明書及び関係書類等に基づき、所管課及び交付金交付団体からの説明を聴取した。

## 8. 交付金交付団体の概要

二宮町消防団は、消防本部や消防署と同様に、消防組織法に基づき各自治体に設置される消防機関である。明治17年に消防団の起源となる私設消防組が一色村に誕生し、その後明治37年に公設へ移行、昭和14年に二宮町警防団への改編を経て、現在は5個分団、定数88名中85名が在団している。

火災発生時は、出動要請に基づき消火活動や避難誘導を行うなど、地域住民の安全・安心を守るため、常備消防と連携しながら積極的な活動を行っている。また、火災予防運動週間や歳末火災特別警戒時の火災予防啓発活動など、『災害に備えた体制づくり』に努めている。さらに、火災のみならず、近年増加している風水害などの自然災害に対応できるよう、常備消防と連携をより密にとりながら消防技術の向上に努めている。

## 9. 交付金の執行状況

二宮町消防団運営交付金は、二宮町消防団運営交付金交付要綱の規定に基づき、消防団の運営管理に係る経費、消防団の活動に必要な訓練、研修、会議等の経費、地域内巡視など火災予防活動に必要な経費等に充当している。

## 10. 監査結果

交付金に係る出納その他の事務について監査した結果、使途は適正と認められたものの、書式に関して一部不備が見られたため、口頭で注意を行った。

以上